

令和5年度

舗装工事における簡易型総合評価落札方式の試行について

簡易型総合評価落札方式「施工実績審査タイプ」【舗装工事型】【大規模型】

- 札幌建設管理部では技術力による適正な競争と品質の確保及びプラントの安定的な経営による建設リサイクルの促進を目的とし、平成22年8月より舗装工事における「総合評価落札方式」を試行している。
  - 今年度も、引き続き「簡易型総合評価落札方式」を試行することとした。
  - 「建設管理部工事優良企業表彰」の評価点と有効期間を変更
  - 「工事施行成績」の平均点について全道における各建設管理部のみ（建設部建築局工事を除外）の平均点に変更
  - 「主任（監理）技術者の継続教育」の特例措置を継続
- 
- 実施日：令和5年4月3日公告より適用。

令和5年度 施工実績審査タイプ【舗装工事型】・【大規模型】評価項目

表E

技術評価項目		評価基準		施工実績審査タイプ【舗装工事型】		施工実績審査タイプ【大規模型】				
				評価点	配点	小計	配点	小計		
企業の施工能力	工事施行成績	建設管理部発注工事の当該工事と同じ入札参加資格による工事施行成績の平均点	ランク							
			95点≦ 平均点	7.75	7.75	10.75	7.75	10.75		
			94点≦ 平均点 < 95点	7.60						
			93点≦ 平均点 < 94点	7.50						
			91点≦ 平均点 < 93点	7.00						
			89点≦ 平均点 < 91点	6.50						
			87点≦ 平均点 < 89点	6.00						
			85点≦ 平均点 < 87点	5.50						
			83点≦ 平均点 < 85点	5.00						
			81点≦ 平均点 < 83点	4.50						
			79点≦ 平均点 < 81点	4.00						
			77点≦ 平均点 < 79点	3.50						
			平均点 < 77点	3.00						
			北海道建設部工事等優秀者表彰	過去3年間に表彰あり（札幌建設管理部で年1回適用） ※道建設部工事等優秀者表彰、道新技術・新製品開発賞					0.50	0.50
建設管理部工事優良企業表彰	過去2年間に表彰あり（受賞した建設管理部で年1回適用）（別表6）	0.50	0.50						0.50	
ISOマネジメントシステムの取得	ISO9001を取得 上記以外	0.50 0.00	0.50		0.50					
地域精通度（施工実績）	過去15年間の工事箇所と同じ地域での施工実績（別表1）	1.50 1.00 0.50 0.00	1.50		1.50					
配置予定技術者	主任（監理）技術者の資格	技術士又は有資格期間5年以上の一級舗装施工管理技術者	1.00	1.00	2.00	1.00	2.00			
		一級舗装施工管理技術者	0.75							
		二級舗装施工管理技術者（有資格期間10年以上）	0.50							
		二級舗装施工管理技術者（有資格期間5年以上）	0.25							
		上記以外	0.00							
	主任（監理）技術者の継続教育	CPDの証明あり（評価単位以上取得）（別表5） なし	0.50 0.00	0.50		0.50				
主任（監理）技術者の建設管理部優秀現場代理人表彰	過去3年間に表彰あり（札幌建設管理部内の兼任工事を重複評価しない） なし	0.50 0.00	0.50		0.50					
担い手の育成・確保	地域での選択項目	新規の雇用	①新規の雇用あり（札幌建設管理部で年1回適用）（別表4） なし	0.75 0.00	0.75	0.75	0.75			
		地域独自設定項目	人材育成（技術者の育成）の取組あり（別表7） なし	0.25 0.00						
	その他	地域の安全・安心貢献度	主たる営業所の所在地（施工実績審査タイプ【舗装工事型】に適用） 主たる営業所の所在地（施工実績審査タイプ【大規模型】に適用）	1.00 0.75 0.50 0.00				1.00		-
		プラント	プラントの所有（注1） プラントの所在地	0.50 0.00 0.50 0.00				1.00		1.00
地域建設業経営環境評価			評価比率<0.25	3.00	3.00	3.00	3.00			
			0.25≦評価比率<0.50	2.40						
			0.50≦評価比率<0.75	1.80						
			0.75≦評価比率<1.00	1.20						
			1.00≦評価比率<1.25	0.60						
			1.25≦評価比率	0.00						
計（満点）					18.50	18.50				
減点項目	評価基準				配点					
過去6ヶ月の措置による減点	重要な瑕疵に伴う修補（損害賠償）請求を受けた事例あり				-1.00					
	総合評価方式において技術評価項目の不履行を行った事例あり				-1.00					

※ 札幌建設管理部では、担い手の育成・確保、地域の守り手確保の地域独自設定項目は、上表のとおりとする。  
 ※ 札幌建設管理部における共同企業体の取り扱い、各構成員の評価点の平均点とする。（技術評価項目のうち「北海道建設部工事等優秀者表彰」「建設管理部工事優良企業表彰」「新規の雇用」は除く）  
 ※ プラントの所有、所在地 注1：道内でAsプラントを所有しているもの。注2：共同経営とは、複数の企業が共同出資し経営しているもの。  
 ※ 「地域建設業経営環境評価」について、2・3月のゼロ国、ゼロ道、翌債など、実質の工期が次年度以降となる入札における分子の計算は、入札参加申請締切日前日時点で契約年度内完成予定を分子から除外して計算を行う。  
 ※ 札幌建設管理部では、改築系舗装工事（維持補修系でない工事）のうち6千万円以上の工事を施工実績審査タイプ【大規模型】とし、各工事毎に公告において、明示したうえで実施する。

別表 1 地域精通度

技術評価項目		評価基準		評価点
地域精通度	過去15年間の工事箇所と同じ地域での施工実績	適用 1	工事箇所が存する建設管理部管内	1.50
			上記に隣接する建設管理部管内	1.00
			道内	0.50
			なし	0.00
		適用 2	工事箇所が存する総合振興局・振興局管内	1.50
			上記に隣接する総合振興局・振興局管内	1.00
			道内	0.50
			なし	0.00
		適用 3	工事箇所が存する札幌建設管理部出張所管内	1.50
			工事箇所が存する総合振興局・振興局管内	1.00
			札幌建設管理部管内	0.50
			なし	0.00
		適用 4	工事箇所が存する市町村	1.50
			工事箇所が存する建設管理部出張所管内	1.00
			工事箇所が存する建設管理部管内	0.50
			なし	0.00

別表 2 地域の安全・安心貢献度

技術評価項目		評価基準		評価点
地域の安全・安心貢献度	主たる営業所の所在地	適用 1 (工事箇所：石狩振興局管内)	工事箇所が存する市町村	1.00
			上記に隣接する石狩振興局管内市町村	0.75
			工事箇所が存する石狩振興局管内	0.50
			入札参加資格の要件に設定した地域範囲内	0.00
		適用 2 (工事箇所：空知総合振興局管内)	工事箇所が存する市町村	1.00
			上記に隣接する空知総合振興局管内市町村	0.75
			工事箇所が存する空知総合振興局管内	0.50
			入札参加資格の要件に設定した地域範囲内	0.00

※ 工事箇所が石狩振興局管内の市町村と空知総合振興局管内の市町村に跨がる場合は、適用 1 及び適用 2 を併記することとする。

別表 3 地域の安全・安心貢献度

技術評価項目		評価基準		評価点
地域の安全・安心貢献度	主たる営業所の所在地	適用	工事箇所が存する建設管理部管内	1.00
			上記に隣接する建設管理部管内	0.50
			入札参加資格の要件に設定した地域範囲内	0.00

別表4 新規の雇用

技術評価項目	留意事項等
新規の雇用	<p>【評価対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 評価対象は以下いずれかの企業を評価対象とする。</li> <li>(ア) 過去5年間に於いて、学校教育法に定める高校、高専、大学、大学院、専修学校等や職業能力開発促進法に基づく公共職業能力開発施設を卒業した者を(卒業年度を含む4ヶ年度以内)雇用した企業。</li> <li>(イ) 過去5年間に於いて、建設業の許可を受けている企業に従事していた離職者を雇用した企業。なお、自社で解雇した職員を再び雇った場合は評価の対象としない。</li> </ul> <p>なお、(ア)と(イ)のいずれの場合においても、対象者は次の要件を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 令和5年4月1日時点で3ヶ月を超える継続雇用関係にある者とする。 (継続雇用とは、期間の定めのない雇用契約労働者(いわゆる正規雇用)とする。)</li> <li>• 年齢制限は設けない。</li> </ul> <p>【評価期間】</p> <p>過去5年間は、当該年度の前年度から起算するものとし、5年前の4月1日から前年度の3月31日までの期間。(公告日が令和5年度の場合、平成30年4月1日から令和5年3月31日までの期間)</p> <p>【評価基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 札幌建設管理部において年1回の落札まで、申請ができる。</li> <li>(イ) ガイドラインⅢ-3-2-2(2)工事等優秀者表彰標準評価項目の「ウ評価基準(イ)(ウ)」と同様の扱いとする(P26(2)ウ参照)</li> </ul>

別表5 主任（監理）技術者の継続教育

技術評価項目	留意事項等																																		
CPDの証明あり （評価単位以上 取得）	<p data-bbox="359 392 566 421">【評価対象の種類】</p> <p data-bbox="359 432 1034 461">・評価対象とする継続教育の種類は、次表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="368 495 1519 1003"> <thead> <tr> <th data-bbox="368 495 708 685" rowspan="2">団体名</th> <th colspan="5" data-bbox="708 495 1519 573">評価単位</th> </tr> <tr> <th data-bbox="708 573 871 685">1年間 (R4.4.1～ R5.3.31)</th> <th data-bbox="871 573 1034 685">2年間 (R3.4.1～ R5.3.31)</th> <th data-bbox="1034 573 1197 685">3年間 (R2.4.1～R5.3.31)</th> <th data-bbox="1197 573 1359 685">4年間 (H31.4.1～ R5.3.31)</th> <th data-bbox="1359 573 1519 685">5年間 (H30.4.1～ R5.3.31)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="368 685 708 790">(一社)全国土木施工管理技士会 連合会</td> <td data-bbox="708 685 871 790">10 ユニット 以上</td> <td data-bbox="871 685 1034 790">20 ユニット 以上</td> <td data-bbox="1034 685 1197 790">30 ユニット 以上</td> <td data-bbox="1197 685 1359 790">50 ユニット 以上</td> <td data-bbox="1359 685 1519 790">70 ユニット 以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="368 790 708 896">(公社)土木学会</td> <td data-bbox="708 790 871 896">25 単位 以上</td> <td data-bbox="871 790 1034 896">—</td> <td data-bbox="1034 790 1197 896">—</td> <td data-bbox="1197 790 1359 896">—</td> <td data-bbox="1359 790 1519 896">—</td> </tr> <tr> <td data-bbox="368 896 708 1003">(公社)日本技術士会</td> <td data-bbox="708 896 871 1003">25 CPD時間 以上</td> <td data-bbox="871 896 1034 1003">—</td> <td data-bbox="1034 896 1197 1003">75 CPD時間 以上</td> <td data-bbox="1197 896 1359 1003">—</td> <td data-bbox="1359 896 1519 1003">—</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="359 1043 491 1072">【評価基準】</p> <ul data-bbox="395 1084 1214 1391" style="list-style-type: none"> <li>・配置予定技術者が取得した継続教育の単位を評価する。</li> <li>・評価する単位は上記表のとおりとする。</li> <li>・評価単位の1年間は、当該年度の前年度に取得した単位とする。 (公告日が令和5年度の場合、令和5年3月31日迄の1年間とする。)</li> <li>・評価単位の2年間以上は、必ず当該年度の前年度を含めた期間に取得した単位とする。 (2年間の場合、前々年度及び前年度の2年間)</li> </ul> <p data-bbox="387 1402 807 1431">※継続教育取得単位緩和の特例措置</p>						団体名	評価単位					1年間 (R4.4.1～ R5.3.31)	2年間 (R3.4.1～ R5.3.31)	3年間 (R2.4.1～R5.3.31)	4年間 (H31.4.1～ R5.3.31)	5年間 (H30.4.1～ R5.3.31)	(一社)全国土木施工管理技士会 連合会	10 ユニット 以上	20 ユニット 以上	30 ユニット 以上	50 ユニット 以上	70 ユニット 以上	(公社)土木学会	25 単位 以上	—	—	—	—	(公社)日本技術士会	25 CPD時間 以上	—	75 CPD時間 以上	—	—
団体名	評価単位																																		
	1年間 (R4.4.1～ R5.3.31)	2年間 (R3.4.1～ R5.3.31)	3年間 (R2.4.1～R5.3.31)	4年間 (H31.4.1～ R5.3.31)	5年間 (H30.4.1～ R5.3.31)																														
(一社)全国土木施工管理技士会 連合会	10 ユニット 以上	20 ユニット 以上	30 ユニット 以上	50 ユニット 以上	70 ユニット 以上																														
(公社)土木学会	25 単位 以上	—	—	—	—																														
(公社)日本技術士会	25 CPD時間 以上	—	75 CPD時間 以上	—	—																														

## 別表 6 企業の施工能力

技術評価項目	留意事項等
建設管理部工事優良企業表彰	<p>【評価対象】 過去2年間の札幌建設管理部工事優良企業表彰（一般土木(舗装)工事）を評価する。</p> <p>【評価期間】 過去2年間は、当該年度の前年度から起算するものとし、2年前の4月1日から3月31日までの期間 (公告日が令和5年度の場合、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間)</p> <p>【評価基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・札幌建設管理部において年1回の落札まで、申請できる。</li> <li>・ガイドライン Ⅲ-3-2-2(2) 工事等優秀者表彰標準項目の「ウ評価基準(イ)(ウ)」と同様の扱いとする。(P26(2)ウ参照)</li> </ul>

別表7 地域での選択項目（その他）

技術評価項目	留意事項等
その他 （人材育成への取組）	<p>【評価対象】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>令和5・6年度の北海道建設工事等競争入札参加資格審査における「人材育成（技術者の育成）」の審査において評価された企業。</li><li>※（技術者の技術力向上への取組として、技術講習会や研修会等への参加により、資格取得など技術力の向上を目指す職員をサポートした企業）</li><li>北海道建設工事等競争入札参加資格審査における「人材育成（技術者の育成）」と同等の取組を行った実績のある企業。</li></ul> <p>【評価期間】</p> <p>令和4年4月1日から当該年申請直近までの実績とする。</p> <p>【その他】</p> <p>実施内容が客観的に判断できる資料の写しを提出すること。 （開催案内、領収書など）</p>